

【委員会での検討について】**1 当委員会で議論する範囲と提言可能な範囲について**

基本的には、仕組み・システムづくりについて検討頂きたい。

ただし、知事部局における現行の文書の取扱いにおいて、外部・県民から見て不適切な点等課題があれば、それを含めてご検討頂きたい。

委員会で議論された結果、提言頂くものについては、成果として承る。

2 当委員会では、大きなシステム作りを検討する必要がある。その際は、透明性・公開性・第三者の関与という視点で行うべき。また、文書の廃棄等の選別基準については、県民への影響度に配慮し策定すべきである。**【1 行政文書の意義・位置づけ】****3 規程形式を条例とするメリット、理屈はあるか。**

現在の文書規程は訓令のため、その効力が及ぶ範囲は県庁内部のみであり、仮に条例化し「行政財産は県民の共有財産である」との位置づけをすれば、その効力が住民に及ぶこととなる。

第三者の関与を盛り込む際も条例化が有効と思われる。

今後、本件が条例事項か、成熟した条例となりうるかを検討し、条例化の可能性という点を次回報告の予定。

4 他県での公文書管理条例等の制定状況は？

公文書管理法に相当するような都道府県の条例はない。ただし、公文書館の管理について定める県の条例やいくつかの市町村の例はある。公文書管理法が平成21年6月に可決されたばかりであり、施行も2年後予定とされていることから、どの自治体も公文書管理法を受けた条例化の動きはない状況。今後、情報公開法に基づき、情報公開条例が徐々に制定された状況と同様の動きが想定される。

5 現行規程を変更（新設）すると、路木ダムの場合は防げるのか、またそういう役割を担うのか。

一般論として、新たな仕組みを設けることにより、仮に廃棄されていたとしても、その廃棄が、透明性を確保した手続きの下に行われていたのであれば、一定の理解は得られるものと考えている。

【2 文書の作成】

- 6 行政文書保存の区分の基準について、規程上の表現を検討する必要性があるのではないか。

現行の文書保管保存分類が適切であるかどうか、課題があれば御意見を頂戴したい。

- 7 県庁に「永久秘」の文書はあるか。

県の文書規定上「永久秘」はない。

【3 保存】

- 8 保存期間について、①経理②土木関係③環境については、保存期間を延伸すべきではないか。

- 9 文書保存の電子化・デジタル化について、さらに進められないのか。PDFファイルの活用やパソコンのハードディスクドライブへの保存などを進めてはどうか。電子化すれば、永久に保存可能なため、保存期間の区別も不要ではないか。

現在、県庁内部の電子決裁率（電子化率）は、8割となっており、残りのほとんどは電子化がなじまない文書であり、非常に難しい。一般的に想定されるCD-ROMやサーバーへの保存は、劣化、容量の限界などの問題がある。電子化のためにはマイクロフィルムによる保存が必要であるが、経費的に大きな課題がある。

【4 歴史的文書の選別と保存】

- 10 公文書管理法でいう国民の利用とは、本県では、どういう状況を想定しているか。

歴史的文書についてこれを利用すべきだとのこと提言をいただいた場合は、利用を前提とした仕組みを構築する必要がある。具体的には、どういう文書があるのか明らかにし、利用希望の文書を公開できるようなシステムを作ることになると考える。

- 11 公文書館について、議論の対象として良いのか

第一に廃棄と移管・利用とについてご検討頂き、利用すべきとなった場合、どのように利用すべきかということになり、より利便性を確保するために、将来的な課題として公文書館の設置が必要であるということも考えられる。